

**【新設】（進捗度に寄与しない原価等がある場合の工事進行基準の適用）**

2-4-18の2 2-1-21の6(注)2は、令第129条第3項《工事進行基準の方法》に規定する「進行割合」の算定について準用する。

**【解説】**

- 1 収益認識基準においては、一定の期間にわたり充足される履行義務については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識することとされており、履行義務の充足に係る進捗度の適切な見積りの方法には、アウトプット法とインプット法とがあり、その方法を決定するにあたっては、財又はサービスの性質を考慮することとされている。また、履行義務の充足に係る進捗度の見積りにあたっては、履行義務を充足する際に顧客に支配が移転する財又はサービスの影響を反映するが、顧客に支配を移転しない財又はサービスの影響は反映しないこととされている（収益認識基準41、収益認識基準適用指針15、16）。
- 2 上記1の収益認識基準における定めを踏まえ、平成30年度税制改正に伴う見直しでは、法人税基本通達2-1-21の5《履行義務が一定の期間にわたり充足されるものに係る収益の額の算定の通則》において、履行義務が一定の期間にわたり充足されるものに係る収益の額は、提供した役務につき通常得べき対価の額に相当する金額に当該事業年度終了の時点における履行義務の充足に係る進捗度を乗じて計算した金額から、当該事業年度前の各事業年度の収益の額とされた金額を控除した金額とすることとし、また、法人税基本通達2-1-21の6《履行義務の充足に係る進捗度》において、履行義務が一定の期間にわたるものに係る収益を算定する際の履行義務の充足に係る進捗度は、役務の提供に係る原価その他の費用の合計額のうち、その役務の提供のために既に要した原材料費、労務費その他の経費の額の合計額の占める割合その他の履行義務の進捗の度合を示すものとして合理的と認められるものに基づいて計算した割合をいうこととした。そして、法人税基本通達2-1-21の6（注）2において、収益認識基準の定め（収益認識基準適用指針16）と同様に、既に要した原材料費、労務費その他の経費の額のうち、履行義務の充足に係る進捗度に寄与しないもの又は比例しないものがある場合には、その金額を進捗度の見積りには反映させないことができることとした。
- 3 法人税法第64条第1項《長期大規模工事の請負に係る収益及び費用の帰属事業年度》に規定する長期大規模工事については、法令上、工事進行基準の方法により収益の額及び費用の額を益金の額及び損金の額に算入することとされ（法64①）、その工事進行基準の方法とは、工事の請負の対価の額及びその工事原価の額にその事業年度終了の時点におけるその工事に係る進行割合を乗じて計算した金額から、それぞれその事業年度前の各事業年度の収益とされた金額及び費用とされた金額を控除した金額をその事業年度の収益の額及び費用の額とする方法とされている（法令129③）。この定めは、収益認識基準の創設により廃止された工事契約に関する会計基準の内容と同様であり、収益認識基準はこの廃止された基準を包含する内容のものであることからすると、工事進行基準の方法についても、収益認識基準と同様の取扱いとしても合理性があるものと考えられる。

このため、2-1-21の6（注）2の取扱いについては、法人税法施行令第129条第3項《工事進行基準の方法》に規定する「進行割合」の算定について準用することとしている。
- 4 連結納税制度においても、同様の通達（連基通2-4-18の2）を定めている。